

第5回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

1. 日時 平成19年11月16日（金） 14:00～15:45
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 村木行政管理局長 田部事務室長 横田主任調査員ほか
(厚生労働省) 大臣官房樽見参事官
(社会保険庁) 坂野社会保険庁長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長 北村統括管理官 鈴木運営部企画課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他

5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまから、第5回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングを行いたいと思います。

本日は、厚生労働省から樽見参事官、社会保険庁から坂野長官、吉岡総務部長、石井運営部長、北村統括管理官、鈴木企画課長、中野社会保険業務センター所長にお越しいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などについてご説明をいただくとともに、当委員会において宿題となっておりました事項についてもご回答をいただきたいと思います。また、先日公表されました年金記録問題検証委員会報告書に関し、5,000万件の未統合記録のサンプル調査結果を中心に今後の対応方針等についてご説明をいただきまして、その後で質疑応答を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【石井運営部長】 それでは、私から、本日本日予定しております7点の資料に沿う形で順次説明申し上げたいと思っております。資料の内容をあらかじめ申し上げておきますと、まずは、基礎年金番号に統合されていない5,000万件についての取り組み状況をご報

告する関係のものが過半を占めてございまして、そのほかに今、委員長からお話がございました、先般10月31日に検証委員会からご報告があった中身についての対応、そして、前回この委員会においてご指摘をちょうだいいたしました事柄に関するご回答、これらを順次、私、それから担当の課長、総務部長も含めてでございますけれども、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、私のほうからは資料1について大づかみな全体の状況をご説明させていただきたいと思っております。

本年10月末時点での進捗状況でございますけれども、全体といたしましては、1にございますように、この8月に策定をいたしました年金記録適正化実施工程表の工程に沿いまして作業を進めておりまして、現在、19年12月から「ねんきん特別便」の発送を行うことに向けて、とりあえずは受給者分の第1次名寄せ作業に入っております。また、並行して、その結果を記載する「ねんきん特別便」の様式の検討もかなり詰めのところまで来ているという状況でございます。

個別事項でございますけれども、まず、(1)5,000万件の名寄せと「ねんきん特別便」の送付の件でございます。これが7月5日の政府・与党の政策パッケージで3月末までにやり切るということで約束をしている部分でございますけれども、申し上げましたように、まず1点目は、第1次名寄せ、特別便の作成に係るシステム開発でございますけれども、これはおかげさまで10月の時点で終了してございます。それを受けまして、年金受給者分の基本名寄せを11月2日から始めております。本格稼働ということでございます。それと並行いたしましたして、特別便の様式の検討をしております、各方面よりご意見をちょうだいしているということでございます。

それから、こうした動きと並行いたしましたして、既にご報告済みでございますけれども、9月の初めから進めております、氏名等が不完全な状態の一部の記録についての補正でございますけれども、こちらのほうも全体としてはおおむね予定どおりの姿で進行しているものと考えております。さらに、これらと並行して、5,000万件の中身が属性別に見てどのようなものから成るのかという、いわば構造分析でございますけれども、これについても別途チームを立ち上げて、12月中には中間報告を行いたいということで作業をしているわけでございます。

それから、大きな柱の2番目として、相談体制でございますけれども、まずは相談対応に必要なマニュアルを今月末までを目途に準備を進めてございます。また、これと並行い

たしまして、特別便を発送した場合にお問い合わせを扱わせていただきますねんきん特別便専用ダイヤルを設置することに向けて受け入れ的な作業も含めた準備をやっているわけでございます。

それから、本日、後ほどごらんいただきますけれども、年金記録相談の特別体制強化の状況、これは昨年の8月21日からずっと進めているわけでございますけれども、これについての直近、9月末時点における状況というものも報告をさせていただくことになっております。

そして、(3)でございますけれども、こうした年金記録そのものの取り組みと並行いたしまして、もう一つ、社会保険庁として中期的に取り組んでおりますものとしてシステムの構築というのがあるわけでございますけれども、この中の記録管理システムの部分につきましては、ちょうど全体のシステムの工程は、基本設計の工程は終わっております、いよいよこれから詳細設計の工程に入っていくわけでございますけれども、このタイミングで先日、検証委員会のほうからご報告が出ましたので、そこで指摘をいただいている事柄を踏まえて織り込んで、そして早期に着手できるように関係方面と調整を進めさせていただいているというような全体状況でございます。

それでは、資料2以下はそれぞれから説明させていただくことにしたいと思います。

【中野所長】 それでは、資料2についてご説明させていただきます。

資料2「名寄せ・ねんきん特別便のシステム開発の進捗状況」という資料をごらんいただきたいと存じます。こちらに掲げております項目は、先般もごらんいただきましたが、それぞれの関係の開発項目でございます。「三鷹」と書いておりますのは、三鷹にございますコンピューターセンター、年金記録の管理を担当しているコンピューターセンター関係の開発事項、下のほうにございます「高井戸」と書いてございますのは、年金受給者に関係するシステムについての開発事項でございます。

線表を次のページにおつけしておりますので、ごらんいただきたいと思います。この線表上、11月16日、本日の部分に赤い縦の線を入れております。現時点でこの時点を迎えているわけでございますが、開発項目をそれぞれ課題を整理しながら着実に進めてきているところでございます。10月22日から下旬にかけて、年金受給者と5,000万件の年金記録の名寄せの試験運用を行いました。その結果を踏まえまして、12月中に、年金受給者についての第1次の名寄せ結果に基づくお知らせを発送するという事で今作業を進めております。

高井戸の項目、この線表の1-2というところをごらんいただきたいと存じますが、第2次名寄せという、いわゆるあいまい名寄せの部分でございますが、こちらのほうのシステムの開発については、今作業を進めておりますが、12月の下旬、25日までかかるというスケジュールになっております。現在、このあたりのスケジュール管理をしっかりとしながら、年明け以降、2次名寄せの実施が可能となるように進捗管理を行っているところでございます。

資料2は以上でございます。

【鈴木企画課長】　　続きます、資料3でございます。「ねんきん特別便」の様式(案)ということでございます。1枚おめくりいただきまして、恐縮ですが、A3のものを広げてごらんいただきたいと存じます。これは、先ほど来ご紹介申し上げておりますように、名寄せの結果、記録が結びつく可能性が高い方々に、おそらく12月中旬からになると思いますけれども、来年の3月までにかけてお送りするもの内容でございます。1枚目につけましたのは、全体の中身と記録のご確認をいただくまでの手順でございます。

まず、ここを大きくくりにご説明を申し上げたいと思っております。既に必要に応じて事前にご説明をしていることと思っておりますけれども、真ん中あたりに「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ(案)」とちょっと縮小した形で現物の例をつけてございます。これをそれぞれの該当者の皆様方にお届けをすることになりますけれども、この右肩のところメッセージということで、なるべく注意喚起ができるようなわかりやすい書き方ということで、いろいろなアドバイスをいただきまして、ごらんのような記載にしております。具体的に申し上げますと、ちょっと読み上げさせていただきます。「社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。※5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています」。こういった形で注意喚起と、ぜひご確認、ご回答いただきたいというご協力の依頼をあわせてメッセージとしてお伝えする。

具体的には、太線の中に私どもが今オンラインの記録として管理をしておりますものを記述いたしまして、当然、この中には、今回5,000万件の中からこの方のものかなと思われる新しく見つかった記録は書き入れていないわけでございます。その記録をほんとうにご本人のものかどうかを確認する作業をこれからやっていきたい。そのための端緒としてお送りするのが、今ごらんいただいております一番上の真ん中のお知らせということ

でございます。これがそれぞれの該当者のお手元に行った場合に、この太枠内をご確認いただきまして、この太枠内で自分の記録が間違っていないということでございますと、下に矢印が出てございますけれども、同じように同封している別の様式がございます。この様式の中に、これは切り取り線つきで確認はがきを同封しております、この確認はがきの「訂正がない」に丸をして送り返していただく。具体的には、この紙の右上のほうに、訂正がない場合、「訂正がない」を丸で囲んで返送ということでございます。仮に、ここはやっぱり自分の記憶と違うということがございましたら、同封しております照会票に自分のご記憶の範囲内で、できる限りで書き込みをしていただきまして、その全体を同封の封筒の中に入れて、これもまた右側の欄の真ん中あたりでございますけれども、「加入記録に訂正がある場合」ということで送り返していただく。これは、被保険者の場合には送り返していただくだけでいいわけでございますけれども、年金受給者の方の場合には、当然にこれは年金の増額につながってまいりますので、年金証書とともにご相談に来ていただく。対応をこういう流れで進めたい。そのための端緒になる特別便を今回お送りするということでございます。

具体的に、それぞれの対象者の方にお送りいたしますものが次のページからございます。これは、被保険者と受給者と一緒にとじてございますけれども、被保険者のほうでご説明させていただきます。1枚目は、先ほど申し上げました私どもがつかんでおります加入記録についての記述と確認のお願いということです。2枚目をめくっていただきますと、この私どものつかんでおります記録を見ていただいた上で、必要に応じて訂正がない、あるいは訂正があるといった形で、それぞれに訂正がなければ切り取り、訂正があればそのままをご返送いただくということになります。

それで、このお知らせに同封をいたしますリーフレットにつきまして、その次のページから記載させていただいております。何枚かA3を織り込んでおりまして恐縮ですが、全体がA3で3枚ほどになっているかと思えます。まず最初に、「あなたの加入記録をお確かめください」というところの1枚目から始まるわけでございます、ここに大臣のメッセージということで、まずはお詫びと、ぜひご協力をお願いしたいという旨を申しまして、大臣のサインをつけさせていただいております。それから、私が冒頭ご説明申し上げました確認の流れを、できるだけわかりやすくという形で下のような図に書かせていただいているということでございます。

大体の方はこのあたりでということでございますけれども、さらに送ってきた記録につ

いて具体的にどういうことが書いてあるのかをお知りになりたいという方もいらっしゃいますので、1枚おめくりをいただきまして、若干詳細になりますけれども、こういった形でなるべく字数を少なくしたわけでございますけれども、どこに何が書いてあって、どういう意味かというものをお手元でわかるようにするというところでございます。

それから、ご記憶と違うという場合に書き込みをして送っていただくことになりますけれども、それにつきましてもう1枚おめくりをいただきまして、「『年金加入記録照会票』の記入例」、これもあくまでおわかりになる範囲内でお書きいただきたいということでご照会を申し上げております。

以上につきまして、このリーフレットの最初の「大臣のサイン」というものが書いてある紙にお戻りいただきまして、その左側でございますけれども、この「大臣のサイン」というものと左側とが折り重なって表紙と裏表紙になりますが、裏表紙のほうに、まずは特別便の専用ダイヤルというものを設けてございますので、何かあればここにぜひともご連絡を賜りたいということをお知らせする。全体がこういった構成のものがお手元に届くということでございまして、次のページからの年金受給者の方向けも対応は同じようなものでございます。

それで、この資料3の一番最後のページには、具体的に窓あき封筒でお送りいたしますので、その封筒の形がこのようなものだというイメージをつけさせていただいてございます。

以上につきまして、私どもの大臣、副大臣、政務官始め、一言一句念入りにごらんをいただきまして、あるいは一般の方々なども含めて、できる限り大臣の秘書なども通じて、ある意味年金にお詳しくない方々に見ていただいたらどういう反応になるかということも内々に作業をお願いして、ごらんのような案をつくったわけでございます。また、先生方にも、この間、いろいろとアドバイスをちょうだいいたしまして、できるものについて取り組んだということで、できますればこれで進めさせていただきたいと考えてございます。

甚だ簡単でございますけれども、資料3は以上でございます。

続きまして、資料4でございます。従来から定期的にご報告を申し上げます、氏名等が収録されていない524万件の補正の状況でございます。まず、いつもと同様の進捗状況といたしましては、下の作業の流れの絵にございますように、524万件のうち、大体99%までは払出簿からの転記が完了してございます。そこから、ご案内のように、そのまま確認が可能であるという②の流れと、やはり名簿原票まで確認をしなければきち

んと確定しないというような③、④の流れに移っているわけでございますけれども、いわばこの②と④のところまで済めば、あとは機械的な入力だけということになりますので、今回、1つの目安といたしまして、この②と④を足したらどのぐらいになるかを計算してみました。それは上の右側のほうに書いてございますように、②と④を足しますと、444万件ということで、大体85%は現段階で補正入力可能ということが確認できているという状況でございます。

それで、一定の目安を持ってこの作業を進めているわけございまして、ごらんいただいている資料の下のほうでございますけれども、この進捗を管理するという意味で、進捗度合いをグラフにしてみたものでございます。①の青い線が上の①に対応しておりまして、転記済みのラインでございます。それから、補正完了というのが上の図の最後に書いてあります「5 補正完了」というもののラインでございまして、11月4日段階でごらんのような数字になっている。点線で表しましたものは、各事務局ごとに今後、週次でどのぐらい進むかというものの目安を作れということで指示を出しまして、それを全国的に集計したものでございます。こういった形で推移していくという目標で今作業を進めているということでございます。

当初、12月末までにこの作業を終えたいということでございましたけれども、分量的な進み方からいきますと、11月末の段階でかなり量が行くのではないかなと承知をしてございます。

一方で、真ん中の作業の流れの図でございますけれども、この③と④をごらんいただきますと、③のところで約146万件名簿・原票確認要ということになっておりまして、そのうちの67万件まで確認済みでございますので、これから非常に困難なケースも含めまして、こここのところの進捗に十分気をつけてまいらなければならないと思っております。必ずしも楽観視はできないかなと思っております。

そうした中で、今般いろんなトラブルのケースが上がってまいりましたら、必ず私どものほうに報告をするようにということを前から指示をいたしておりますけれども、一部事務局から、例えば、この払出簿自体が非常に紙が古くて判読が難しいというような報告が実際に上がってきてございます。そこで、私ども、こういった今のような事例だけではなくて、そういった今後の作業を進める上での困難ケースについて累計を全部とにかく報告をしてほしい、それから累計ごとに、例えばそういうものがどのぐらいの分量があるのかというものを報告をしてほしいということで指示をいたしております。具体的には、来月

の初めぐらいまでにこれを把握いたしまして、そうしますと524万件の大宗は埋まるのではないかという感覚を持っておりますけれども、実際どのぐらいまでいくのかというのは、その報告を見た上でないと確認はできませんので、そうした今後の確認作業をしてまいりたいと思っております。

それから、この紙の2枚目につきましては、今申し上げた数字のそれぞれの各事務局別の数表でございますので、ごらんいただければと思っております。

以上が資料4でございます。

続きまして、資料5でございます。従来から年金記録の特別相談の強化体制ということで、具体的には昨年8月21日から私どもは年金記録相談を始めまして、そこで定期的に相談件数、その他の集計をいたしております。これは今まで月次でご報告をする仕組みがございませんでしたけれども、今後、できれば月次でこの相談件数をとった上でご報告を申し上げたいと思っております。現在、直近でとれますのが9月末の数字でございます。一番右側の欄にあるとおりでございます。具体的に申しますと、年金相談にいらっしゃった方が累計で587万人ということでございまして、そのうち窓口で確認済みなのが95.5%、561万弱ということでございます。窓口だけで確認できませんで、照会申出書を出していただいたケース、あるいは直接郵送で照会申出書を出していただいたケース、これは下の(2)になりますけれども、その2つが照会申出書ということで、9月末で計約45万件来ているということでございます。その45万件の処理状況につきましては、この一番右下の欄のような形になっているということでございます。

ちなみに、今般、4月以降の月次の動きを出すことができましたので、これをまとめてみたのが括弧の中にある数字でございます。一番上の相談件数のところだけまずごらんいただきますと、4月が36万件ということでございまして、これが年金記録問題の報道等を通じまして5月、6月に激増いたしました。6月がピークでございまして、100万件のご相談をいただいたということでございます。その後、7、8、9ということで右側をごらんいただきますと、9月に入ってかなり落ち着きを見せてきているのかなと。5月段階とそう違わないような数字に落ちてきていると承知をしております、引き続きこれは10月以降もこの数字を集計して、またご報告をしてまいりたいと思っております。

資料5につきましては、以上でございます。

【吉岡総務部長】 続きまして、資料6につきましてご説明させていただきます。資料6は「検証委員会報告への対応について」ということで、去る10月31日に発表されま

した、記録問題についての検証結果の報告への社会保険庁としての対応をこの資料でまとめて整理をさせていただいております。

1 ページをお開きいただきたいと思います。検証委員会報告への私どもの見解でございますけれども、ご案内のとおり、一番上に書いてございますが、総務省の検証委員会は、今般、社会保険庁が引き起こしました年金記録問題につきまして、国民の観点に立って公正中立な立場から徹底的な検証が行われたものでございます。この報告書では、既にご案内のとおり、年金記録問題発生の根本にある問題として、国民の大切な年金記録を正確に作成し、保管・管理するという組織全体としての使命感あるいは国民の信任を受けて業務を行うという責任感が私どもには決定的に欠如していたということで、大変厳しいご指摘になっております。私どもは、ご指摘を厳粛に受けとめまして、改めて国民の皆様にも多大の不安とご迷惑をおかけしたことににつきまして、心からまずお詫び申し上げるとともに、けじめを明らかにするために以下の措置を講じたものでございます。

その1が給与の自主返納ということで、ごらんのように、大臣、副大臣、政務官、事務次官、社会保険庁長官が、1つのけじめといたしまして、下記のような給与の自主返納を行っております。

それから、やはり報告書に指摘のございました歴代事務次官及び社会保険庁長官の責任につきまして、その重さを十分認識し、率直な反省を求めたいと考えております。

なお、ご案内のとおり、既に本年6月、歴代事務次官、社会保険庁長官に対しまして、賞与相当額の全部の自主返納を既に求めたところでございます。

その次の2ページでございますが、私どもといたしましての今後の社会保険庁改革への決意の表明ということで書きとめさせていただきました。今般の年金記録問題への反省を組織として受けとめ、改革への決意を日々新たにすることということで、2つの○のような措置を講じました。過去の不適切な業務につきましては、当然のことながら、現在及び将来の職員が解決していかなければならないということで、その次の3ページに舛添大臣の署名入りのものがございますけれども、この「年金記録業務の適正執行に関する誓約」という文書を全国の社会保険事務所に張り出しまして、国民に対してお約束をしております。それから、仮称でございますが、今後、「年金記録を確認する週間」というものを設定いたしまして、毎年、本件の反省に立ちまして、記録を確かなものにするための自己点検とあわせまして、国民に積極的な確認を呼びかける、また国民からの相談に応じることにしたいと考えております。

それから、4ページでございますが、これは今回の検証委員会の1つのハイライトといえますか、検証の中でサンプル調査、5,000万のうちの約7,800のサンプルにつきまして、手作業で検証されたわけでございます。その結果のあらましが、検証委員会報告の11ページに書いてあるところでございますが、上のほうの表で申し上げますと、今般のサンプル調査の結果、まず住基ネットと照合した結果、生存の可能性が高いことが判明した方の記録が33.6%ございました。内訳といたしまして、うち、オンラインで検索した結果、いわゆる名寄せの3条件である、氏名、生年月日、性別が同じであって、基礎年金番号をお持ちの方の記録の割合が、下のグラフで言いますと右肩のほうでございます33.6の内訳として、25.6、その余の方は基礎年金番号がない方の記録です。また2つ目の箱でございます、これは真ん中のグラフの黒の部分でございますけれども、死亡が判明した方の記録あるいは年金受給の対象とならないと考えられる記録及び基礎年金番号に統合済みということで、浮いているわけではなくてつながっているということがわかったものがサンプル調査の結果として28%という数字になります。これらを100から除きましたのが、その他という残差で出ているわけでございますけれども、38.5%で、報告書では婚姻等によりまして氏名を変更されたと考えられる方の記録、あるいは私どもの事務のミスということでオンラインへの入力ミスなどがあつたと考えられる。したがって、結びつかないという記録、あるいは住基ネットの限界といたしまして、平成14年8月以前に亡くなった方につきましては、住基ネットによるチェックはできませんので、こういう方の記録が4割弱を占めるのではないかとということで報告書には盛られております。

今ほど申し上げましたことを、5ページ、横の表でございますけれども、それぞれ検証委員会で行いましたサンプル調査の結果に対しまして、私どもとしてのこれへの対応ということ、もちろん名寄せということで個々の方にもお送りする作業については、先ほど申し上げたとおりでございますが、それ以外に、とりわけこの3のところ、これはあくまで推定でございますけれども、この38.5%を構成するものとして、例えば現在作業中でございますが、名前がないというもの、これが524万件ございます。こういうものがこの38.5%のうち6%弱を占めるのではないか。その他といたしまして、婚姻等により氏名を変更された方あるいは死亡されたと考えられる方の記録、あるいは漢字仮名変換ということで名前の読み方を、安易なプログラムで振りつけてしまったということによるもの、あるいは過去に記録をオンラインに入力するまでの転記ミス、あるいは海外にいらっしゃる方、こうした方々が要素として想定されますが、ここに書いてありますとおりのそ

れぞれの方法で、記録の解明ということで12月中の報告に向けて並行してこれから作業を行っていききたいと考えております。

次の6ページでございますが、これは何回もお出ししております工程表ということでございます。今般の検証委員会の報告、総じて拝読させていただきまして、既に監視等委員会にもフォローしていただいている、いわゆるこの工程表につきましては、私どもはこれまでどおりこの考え方で進捗していけるものと考えております。

次のページ、7、8にわたります、これは国会等でもご指摘がございました、私どもが考えております、いわゆる来年3月までに何をやるのかというところで、用語の使い方の不統一等もありまして、一部国民に混乱を招いている可能性がある。要するに、来年3月を目途に、あるいはそれ以降どういうことをやっていくのかということにつきまして、やはりいろんな機会に、例えば国会における大臣答弁等の言葉を通じまして、国民に私どもの作業を正しく知っていただく努力がなお必要ではないかということで各方面からご指摘をちょうだいしております。

特に太字のところを申し上げますと、政府として、あるいは社会保険庁として、来年3月までを目途に実施をお約束しているのは、コンピューター上で5,000万件の名寄せと、その結果、記録が結びつくと思われる方々へのお知らせをすることであるということで、注にも書いていますように、お知らせをさせていただいた後、ご本人の確認をいただいて初めて記録の統合、結びつけが行われるということをよくご説明していきたいと考えております。

2番といたしまして、名寄せの結果、名寄せだけでは結びつかないものが明らかになってまいります。これらにつきましては、具体的内容ごとに仕分けをして、それぞれに応じた調査・照会等の対策、先ほど表で申し上げましたようなことを講じることによりまして、今後、記録の統合を行っていく。これは3月末までではなくて、来年4月以降も引き続き取り組みであるということをご理解願いたいと考えております。

3番、さらに来年4月以降でございますが、4月以降10月にかけて、すべての年金受給者と現役の加入者の方に加入記録のお知らせを行いまして、これをきっかけとしたお問い合わせにより記録の確認を行っていく。こうした取り組みによりましても、3月までの名寄せの通知ではできなかった、結びつかなかった記録の統合が行われていくと考えております。

次のページは、これの参考資料でございます。

また、9ページ、やや紛らわしいことがございましたので、「名寄せ」、「突合」、「統合」、「照合」の正しく我々が使っている意味での文言をこの際もう1回整理したのも今後ご理解を求めていきたいと考えております。

その次のホチキスのくくりでございますけれども、今般、報告の中でいただきました要点がこの左欄に書いてございます。根本にある問題あるいは直接的な要因、先ほど申し上げた部分もございまして、その次のページにわたりまして、不備データの存在の原因のご指摘、あるいはシステムの開発・運用について事業者依存していた、こういう諸々のご指摘をいただいております。我々は、それぞれ右に記しましたような対応を既に図っている部分もございまして、今後さらに進めていきたい。3ページのあたりは組織上の問題ということで、いわゆる三層構造、社会保険庁の組織の一体性を欠き、ガバナンスの不足というものに対しまして、既に着手している部分もございまして、人事異動等による対応など現在の取り組みをここに記させていただきます。

それから、責任の所在につきましては、先ほど冒頭で申し上げたとおりでございます。

4ページ、最後に今回の報告書の中で、今後の教訓ということで大変ありがたいご指示をちょうだいしております。組織及び業務の管理・運営に関しまして、ガバナンスの確立あるいは記録管理の重要性を認識したシステムの管理・運用体制、それから横領等の事案の発生防止のための内部事務管理体制、あるいは国民の側の監視と協力が重要である。こうしたそれぞれのご指摘に対しまして、右に記しましたような形で今後十分対応していきたいと考えております。

以上でございます。

【石井運営部長】 資料7につきましては、前回の委員会でご指摘いただいた1つずつの項目について回答を示させていただきます。これはまたお目通しを賜れば幸いです。

【葛西委員長】 これでご説明は終わりですね。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありましたことにつきまして、委員のほうからご質問、ご意見がございましたら自由にご発言を願いたいと思います。

【村岡委員】 1つ伺いたいのですが、まず、3月までの作業ですね。要するに、先ほどありましたように、名寄せをやって、わかったものについてはお知らせをするという、その作業で、この前もちょっと担当の方に伺っていてわからなかったのですが、「ねんきん特別便」を、まず第1次名寄せの結果で送付しますよね。それについては、名寄せされ

た結果も入ったものに行くのですか。

【石井運営部長】 今、担当課長の説明の中にも触れさせていただきましたけれども、名寄せの結果、結びつくと思われる記録というのは、確かに私どものほうには出てきて確認できるわけですが、それそのものは、それが結びつくと思われる方に対してはお示しすることはいたしません。

【村岡委員】 そうしますと、第2次はあいまいですから置いておくとして、第1次はぴったり合ったわけですね。名前も生年月日も性別も、第1次だと3つあったわけですね。それでも、なおかつその方にお示ししないと、それはそれでそういうことだということとは理解しましたが、別途、基礎年金番号導入の際同じように統合したときに、私の記憶だと約3分の1か半分ぐらいの方はレスポンスがなかったと。今回もやってみないとわかりませんが、相当の方がレスポンスがない可能性があるわけですが、その場合にはどうされるんですか。

【石井運営部長】 まず1点目について若干の補足をさせていただきますと、確かに同姓同名、同じ生年月日、もちろん性も同じということでもあるわけですが、お名前によっては非常に多くの方がそれで合致してしまうというケースが考えられるわけなんです。要するに、その中の特定のどなたかというのを絞り込んで決めるような情報を私どもは持ち合わせてございませんので、そここのところは、むしろ個々の方々に記憶を喚起していただいて、それで、その中身が私どものほうで管理させているいろいろな資料と一定程度の整合性を持つてくるかどうか、こここのところを1つ1つ丁寧に確認しながら、もちろん記憶の喚起のお手伝いをいろんな形でこちらのほうからもヒントを出しながらやるわけですが、最終的には整合性がとれているなというところの確認ができた段階で、その記録をその方のものとして組み込む。別人の方に紛れていかないような慎重さも大事だということで、あえてお示しすることはしないという趣旨でございます。

【村岡委員】 すみません、ちょっと言葉じりをとらえるようで申しわけないですが、今のありとあらゆるとおっしゃいましたけれども、やるのはこれだけですね。今出ているのは、この「ねんきん特別便」のパッケージを送るだけですね。ほかにも何かいろいろ応答が返ってこないときにありとあらゆるとおっしゃったのは、ほかの手段もお考えなんですか。

【石井運営部長】 それで、応答が返ってこない場合のことを次に申し上げますと、確かに平成9年1月に基礎年金番号を導入して、その後10月からいろいろな照会をかけた。

おっしゃるように、その場合、500万前後の方々に対して送ったものの回答をきちんと捕捉しないまま、ずっと今日に至っているというのが非常に大きな反省点のポイントだと思われているわけですが、今回はその反省を踏まえて、きちっとどこまでもフォローしていこうと。したがって、失礼に当たらない範囲で、先日はお送りさせていただきましたけれども、その後いかがでしょうかというような形のフォローをやらせていただく。そのために、これは当たり前のことですが、システム開発をいたしまして、今回お送りする名寄せの結果、結びつくということで浮かび上がった記録の送り主、その記録がどなたのところに可能性ありとして送ったものかという、いわば履歴も端末上読み取ることができるようにシステム開発もいたしまして、フォローに万全を期したいと考えてございます。

【村岡委員】 そうすると、何回も手紙を出されたりとか。

【石井運営部長】 はい。実際、具体的にどのくらいのインターバルでというのはこれから検討することになりますが、基本的にはおっしゃるとおりのこととさせていただきます。

【住田委員】 資料4について、名寄せの前提作業としての氏名等が収録されていない524万件の進捗状況についてですが、この間、各事務局別に内訳をお教えいただきたいとお願いした結果がこの2枚目の表ではないかなと思います。これを見せていただきますと、全体としておおむね順調とおっしゃっている言葉は言葉として、個別に見ると非常にばらつきが大きいということは予想しておりましたが、予想以上にその差が大きいと思います。私ども、監視しているところとしては、この大きなばらつきというのはどこにどのような原因があるのかということをきちっと見て、その原因をきちっと解明した上で速やかに進むような形で、関心を持って見守っていきたいと考えているんですけども、具体的にこのゼロとか、数%であるということについて、それぞれの事務局に原因などをご確認されたのでしょうか。それがまず第1点です。

2つ目としては、やはり要補正対象件数、これは人口比もしくはそのこの事務局におられる作業の担当者の方、その割合、比率からして多過ぎるのか少な過ぎるのか、そこら辺まで一応ごらんになった上で作業を今お進めなのでしょうか。そして、作業人員も賃金職員も入れられたようなんですけども、それは個別にちゃんと目配りしておられるのかどうかというのが気になりますので、そこら辺、各事務局にどのような形で督促しておられるかという状況についてお尋ねしたいと思います。

以上です。

【鈴木企画課長】 今のご質問の点でございますけれども、各事務局をこうやって見てみまして、進捗状況の悪いところには、その原因と今後の見通しというものを個別に確認をいたしております。例えば、広島事務局で申しますと、確認済みがこの段階でゼロということでございますけれども、どうしてなのか。これは具体的に申しますと、それぞれの局でやり方がございまして、ずっと全部流して上から下までやっている局と塊を1つずつ片づけていく局とございまして、そこら辺はあまり、はしの上げおろしまで私どもでやるということ全体を進捗を悪くしてもいけませんので、見通しを立ててできるのであれば、それはそれで構わないということで、広島で申しますと、1つはそのやり方と、もう一つは、ここの広島自体が着手が遅うございましたので挽回に時間を要している。例えば、これもまた広島の例でございますけれども、では、今後どうなのかという見通しについても私どもでとってございまして、それを総計いたしましたのが1枚目の赤いグラフなり青いグラフでございますけれども、そういった今後の原因と見通しというのは一通りとらせていただいております。

それから、もう一つ、ご指摘がありました確認の件数がそれぞれの事務局の人口比なり、あるいは職員の規模に比して多いのか少ないのかというあたりも一応検証してございまして、きょうはお示しできる形になっておりませんが、今後どのぐらいの作業量が予想されていて、手持ちの人員でどのぐらいいけるのかどうか、そういったとり方もしてございまして。その結果、ちょっと定性的でございますけれども、やはり大都市部、東京、神奈川、大阪あたりは物量が多いので、若干全体の進捗自体がほかのところに比べると遅くなっておりますけれども、もともとの目標でございました12月末までというレンジで考えますと、それはいけるという見通しを立てております。もちろんこれは見通しでございますので、万一これができないということになりますと、人員の集中投入なり、あるいは局間の調整といったことも視野に入れて、そこは当然できるようにしてまいりたいと考えております。

【岩瀬委員】 この資料について引き続きちょっとお聞きしたいんですけれども、払出簿と名簿と原票の違いがちょっとよくわからないんですけれども、払出簿というのは事務局もしくは事務所で保管しているもので、名簿原票というのは事務局・事務所で保管していないものというふうに考えていいんですか。

【鈴木企画課長】 どちらも事務所で保管している帳簿でございます。

【岩瀬委員】 すべて事務所で保管している。ということは、仮に劣化をしていたり、

読めないという場合は、これの原本というのはどこか別のところで保管しているんですか。

【鈴木企画課長】 私どもに報告があって、例えば払出簿で劣化して読めないようなものがあるというご紹介をいたしましたけれども、払出簿自体は事務所にしかございません。これはどういう帳簿かと申しますと、オンラインで氏名のない記録524万件がございましたけれども、説明が繰り返しになって恐縮ですが、手帳記号番号はついている。その手帳記号番号をつけたときの帳簿が実は払出簿でございまして、そこまでいけば、必ず氏名、生年月日はそこに入っているということで、サンプル調査でもそういうことがあった。ところが、第1段階のものが読めないということになりますと、あとは名簿原票なり、あるいは台帳というものをまた別に、これは社会保険業務センターで統一的に保管をしている情報量としては同じ別途の書類がございまして、そちらのほうを保管代替手段として使えるかどうかというのを検討していかなければいけない、そういった検討をしている状況でございます。

【岩瀬委員】 ということは、では、名簿原票で読めないという場合は、台帳及び名簿原票のもとになったものに当たって補正を進めているということですね。

【鈴木企画課長】 払出簿で読めないと、そういうところのルートを活用していくことになる。

【岩瀬委員】 それによって67万件が把握できたと。

【鈴木企画課長】 これはそうではございませんで、この表の見方をもう一度ご説明申し上げますと、払出簿を見ただけで……。

【岩瀬委員】 わかりました。

【鈴木企画課長】 そういうことです。恐縮です。

【岩瀬委員】 それで、事務所で保管している記録で把握できなくて、業務センターまでたどってやらないといけない記録というのはどれぐらいあるのでしょうか。

【鈴木企画課長】 そのあたりの分量的な把握を急がなければいけないということで、先ほど申しあげました指示をして、また整理をしてご報告したいと思います。

【岩瀬委員】 これは、業務センターという三鷹と高井戸だと考えるんですけれども、そこで保管されているのか、そこ以外の倉庫に保管されているのかというのをちょっと教えていただけませんか。

【鈴木企画課長】 この台帳というものは非常に大事なものでございますので、セキュリティー倉庫という、三鷹、高井戸とは別のところの倉庫に保管をいたしております。

【岩瀬委員】 なるほど。ということは、今、この524万件を補正するために、そのセキュリティー倉庫に出向いてチェックをしている、あるいはセキュリティー倉庫のほうからデータを送ってもらってやっているのか、どちらなんですか。

【鈴木企画課長】 基本的には、データを動かすと危ない面もございますので、まずは出向くことを基本に作業を進めております。

【岩瀬委員】 セキュリティー倉庫との契約では、基本的にデータを動かすということになっていたと思いますけれども、それは今やらないでよくと。それは膨大な記録照会があるからということですか。

【鈴木企画課長】 ルーティンワークで動かすのはもともとの契約に入っておりますけれども、これはご案内のように、ルーティンワークというよりはエキストラで生じたものですので、まずは行ってみるということを基本に考えております。ただ、それが効率性の面であまりうまくいかないようなことが生じましたら、またデータの移動ということも含めて、これは当然セキュリティーに配慮しながらですけれども、考えていかなければならないのかなと思っております。

【岩瀬委員】 では、セキュリティー倉庫で確認しないとわからない分というのは、まだ量的には把握されていなくて、今後把握するということですね。

【鈴木企画課長】 はい。把握をしたいと思って、今続けているところでございます。

【岩瀬委員】 すみません。ついでに、セキュリティー倉庫に保管されている台帳というのは、形状はどういう形で保管されているんですか。紙なのか、磁気テープなのか、マイクロフィルムなのか、それが混在しているのかというのはどうですか。

【鈴木企画課長】 結論を申しますと、混在しております。物によってマイクロフィルムもあれば、磁気テープもあれば、紙もございます。

【岩瀬委員】 その記録なんですけれども、旧台帳に関するものなのか、新台帳も含まれるのかというと、どうなんですか。

【鈴木企画課長】 基本的には旧台帳でございます。

【岩瀬委員】 新台帳は入っていないということによろしいんですか。

【鈴木企画課長】 はい。と、承知をしております。

【中野所長】 はい。さようでございます。旧台帳が保管をされております。

【岩瀬委員】 旧台帳のみ？

【中野所長】 はい。セキュリティー倉庫で保管をしておりますのは旧台帳の記録でござ

ざいます。

【岩瀬委員】 ちょっと長引いて申しわけないんですが、あと1点お聞きしたいんですけども、生年月日を丸めているというのがありましたよね。この前、ヒアリングをしたときに鈴木さんにもお聞きしたんですけども、あれは524万件に集中していて、残りの4,500万件にはほとんど入っていないのではないかとおっしゃっていましたが、それは何か精査をして確認した結果、そういうふうにおっしゃっているのか、あるいは感覚的なものなのかというのを教えていただけますか。

【鈴木企画課長】 524万件で当然、10、20、30というところで丸まっているものがどういう分布になっているかを私どもはとっておりまして、その分布と全体の人口の生年月日の日付別の1日から31日までの分布と比べてみますと、まず、524万件の中の分布は圧倒的にこの10、20、30と丸まったところが不自然に多い。一方で、それ以外の、例えば5,000万件の524万件以外のものも同じような分布をとってみますと、こちらのほうは全人口の分布とほぼ同じになりましたので、4,500万件部分に同じものはないのであろうということで承知をしているということでもあります。

【岩瀬委員】 ということは、きちんと精査をしたというわけではないんですね。

【鈴木企画課長】 はい。1件残らず精査ではありませんが、ほぼ分布が同じですので、そこは有意に524万件の場合、分布が異なっておりますので、これはやっぱり特有の現象ではないかと。

【岩瀬委員】 特有な現象があったとしても、4,500の中にも丸めた数字はあるということですね。

【鈴木企画課長】 まず、どういう原因でこれが生じたのかというのは非常にわからないところがございます、それは精査できればしていかなければならないということで続けております。したがって、その原因がわかりませんと、あるのかないのか、1件残らずというところはなかなかお答えしにくいところがございます。

【岩瀬委員】 でも、そのサンプリング調査で分布をとっただけでは、丸めたものなのか、正しい生年月日なのか、わからないですよね。

【鈴木企画課長】 例えば10日生まれの方で、これは丸めた結果10日になったのか、丸める前から10日なのかというのは実はわからないところがございます。これは、例えば戸籍などと比べるという作業をやれば、おそらくわかることになろうと思いますが、それは到底何年もかかる作業になります。

【岩瀬委員】 ということは、10日とか30日とか20日というのがあって、その人たちの生年月日が10日なのか、20日なのかというのは確認していないということですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【岩瀬委員】 ということは、4,500万の中にも丸めた数字がある可能性はあるということですね。

【鈴木企画課長】 可能性という意味では、ないとは言い切れません。ただ、繰り返しになりますが、明らかに有意の差が524万グループとそれ以外ではあって。

【岩瀬委員】 まあ、差があったとしても、その部分をきちんとしないと、名寄せをかけた場合にきれいにヒットしないのではという気がするものですからお聞きしたわけです。

【鈴木企画課長】 1件残らずという意味でいけば、1件残らず大丈夫だと言い切るまでの材料はございません。

【岩瀬委員】 なるほど。その中の精査はやるわけですか。

【鈴木企画課長】 これは今後の検討になりますけれども、名寄せの結果、それだけでは結びつかないようなものにつきまして、当然、我々は解明作業をしていかなければならないと思っております。きょうの資料で申しますと、資料6の6ページでございますけれども、先ほど総務部長からご紹介申し上げましたが、名寄せ作業をした上で、当然、特別便のほうに結びつく記録と、そうではなくて名寄せだけでは結びつかない記録というのは出てまいりますので、この名寄せだけでは結びつかない記録についての解明作業を進めていかなきゃいけない。その一環の中での検討項目になるかと思えます。

【岩瀬委員】 つまり、5,000万件を別のサーバーに移して精査をするという中でやるということですか。それとは別なんですか。

【鈴木企画課長】 別のサーバーに移す解明作業自体は、今同時並行で動いておりますので、それはむしろ5,000万件の中の属性を早目にお知らせして、皆様にご安心いただくような取り組みだと思っただけだと思います。それとは別途、データを1つ1つつぶしていくという言い方は悪いですが、結びつけのほうに1つ1つやっていくという作業の中で今申し上げたようなことも入ってくるだろうと承知をしております。

【岩瀬委員】 なるほど。それは、いつごろ、どういう形で報告することをお考えでしょうか。

【鈴木企画課長】 これはまだ実際に具体的なデータの1つ1つということになりますので、名寄せした結果がわかりませんと出てまいりませんので、これは実際に名寄せをした結果、特別便を送って、一定時期としか今の段階では申し上げられないのかなと思っております。いずれにしても、ここの今ごらんいただいている図の下のほうの結びつかない記録を、それぞれどういう内容のものなのかというのを箱に仕分けて、できればこれをだんだん細かく仕分けて、結びつける作業も同時にしていって、これを量的に国民の皆様にもご説明するというのは大事なことだと思いますので、これは折々ご報告をさせていただきたいと思います。

【岩瀬委員】 長引いてすみません、もう1点、中野さんにちょっと伺いたいですけれども、前回、5,000万件の数字をサーバーに移したかどうかとお聞きして、それは11月5日に終わりましたと。終わった段階で、実データを使用した分析作業に着手されたというふうに回答の中でいただきましたけれども、実データを使用した分析作業というのはどういうものであって、どういう結果が出たのかというのを教えていただけませんか。

【中野所長】 お答えする前に、前回の委員会の際に、その時点で既に別サーバーのほうに記録の格納が全部終わったと申し上げましたが、それは11月2日に完了いたしました。11月2日にデータの主要部分の格納が終わりましたので、今、その属性別の分析を始めております。それは、年齢や性別やそういう基本的な事項を中心にまず解析をしております。その5,000万件の全体像としての解析の中間的なご報告を12月中ぐらいをめどに申し上げたいと思っております、今その内容の作業を進めているところでございます。

【岩瀬委員】 ということは、524万件に関して穴のあいたデータがあるわけですね。それを埋める前にそういう分析作業をされているということですか。埋めてからやるのが正確な数字が出ると思うんですけれども。

【中野所長】 524万件については、今名前の補正作業中でございます。それ以外の部分について、今そういった解析をしているということです。

【岩瀬委員】 524万件以外ということですか。

【中野所長】 はい。

【岩瀬委員】 わかりました。

【石井運営部長】 1点だけ補足させていただきたいのですが、生年月日の丸めの件で、4,500万件のほうにもあり得るのではないかと。あるかどうかはわからないけれども、

そこをどうするんだというお尋ねだったわけですね。基本は、企画課長のほうから説明をしたとおりでございますけれども、改めて、先ほど資料6の6ページの横長の模式図で簡単に大づかみに工程全体をご理解いただきながら申し上げますと、名寄せ作業をやる。名寄せ作業のほうは3月まで結びつくと思われる方々に対してお送りする。けれども、そこで終わるわけではないわけですね。その後もそういう形で、いわば記録がうまくヒットしなかった方々に対しても、4月、5月は受給者の方、それ以降は現役の加入者ということで、結局12月から来年10月までのオペレーション全体の中で、要するに1億の方々にすべて加入履歴をお送りしていくわけです。確かに、私ども過去の作業の中で、点検ミスなどでそういう申しわけない状態になっているものはあるかと思えますけれども、できるだけ私どものほうから頭を低くしながらご協力をいただく。要するに、ご確認のお願いをして、何しろ連絡をとらせていただいて、その過程でほんとうにお送りしたものの加入履歴が正確なものかどうかをチェックさせていただく中で、そういった生年月日のずれによって、入ってきていないものの捕捉なんかもできるだろうと。例えば、いつ行くか、どこに所在のどういう事業所にお勤めであったか、その一部の情報だけでも基本的には私どもはノウハウを持った職員もおりますから、そこからうまく引っ張り上げるということも手法としてはできますので、要はこれから行います秋に向けての全体のオペレーションの中でも、それは一定程度対応していくことができるだろうということでございます。

【岩瀬委員】 まさにそのとおりだと思うんですけども、名寄せをかけて特別便を出す場合に、そのときの前提が、こういう前提で名寄せの特別便が出ているんだということをはきちんと伝えていただいたほうがいいのかなど。一般的には524万件全部補正が終わって、きれいに名寄せがかかって、1次名寄せなんだと。それで、落ちた分に対して2次名寄せをやるというふうに考えがちですけども、その524万件も欠けていると。全体的な特別便と定期便によって記録を全部補正していくんだということは、情報として伝えていただいたほうが誤解がないのかなと思えますので、それはお願いしたいと思えます。

【石井運営部長】 わかりました。

【磯村委員】 5つばかりでございます。まず1つは、先ほどの岩瀬委員のご質問のセキュリティー倉庫に関連してでございますが、これは例の株式会社ワンビシアーカイブズ、埼玉県の小川町にございます、あの倉庫と考えてよろしいですか。それ以外にもございますか。

【中野所長】 そのとおりでございます。

【磯村委員】 それ以外にはありませんか。

【中野所長】 それ以外にはございません。

【磯村委員】 たまたま岩瀬委員のご質問の資料4、これがほんとうにこのとおりうまくいけば大変結構なことなんですけれども、ほんとうに大丈夫かと思う原因の1つに、このワンビシアーカイブズの倉庫に約4,000箱の段ボール箱が預けられているそうでございまして、その中身が、先ほどの旧台帳がいろいろ混在をしているということでありまして、社会保険事務所や市町村にない記録がここはかなり紛れ込んでいるのではなかろうかという懸念が消えませんので、この作業もなかなか大変だろうなと思うわけでございます。

たまたま国会の議事録を見てみました。今年の10月11日の記録では、坂野政府参考人がこのように述べておられます。「まず、旧台帳がセキュリティー倉庫に保管されております状況について、なお調査中であるということについて申し上げます。ご指摘の1,365万件のデータは、基本的にはセキュリティー倉庫に保管しております台帳等に収録されているものと考えてはおるわけでございますけれども」云々とございます。それから、その後に、まず引き抜き件数、これは18年度の実績では1,090件でございましたというご答弁がございまして。ということは、年間、平成18年度に1,090件引き抜きをしているということは、ほかにないからここに当たって、ここの記録を引き抜いていろいろ補正をしていっしょやる、あるいは修正をしていっしょやるということでしょうから、ほかにない記録がかなりセキュリティー倉庫に保管されていると考えてよかろうかと思えます。その後、質問者が四千何百箱あるらしいですけれどもというふうに聞いておられて、それに対する訂正がございませんので、多分四千何百箱あるんでしょうね。段ボール箱がどのぐらいの大きさかわかりませんが、従来の旧台帳の大きさからいたしまして、その紙の厚さなどからしますと、1箱に大体2,000枚は優に入るだろうと思われますので、2,000枚掛ける4,000箱でございまして、ざっと800万件の記録があるのではなかろうかと思われます。今まで数字を出してほしいと、実は第1回の委員会から申し上げているのに、こういった記録がいまだに出てこないんですね。たまたま前回、委員会が終わった後に、一体ワンビシアーカイブズの倉庫に何がどのくらい、どういう状況で保管されているのかということをお伺いしましたところ、そちらのほうから事務的なご回答がございました。おもしろい数字です。ワンビシアーカイブズが保管しているものの状況はどうなっているのかという質問に対して、そちらのお答えは、磁気テープ化もしくはマイクロフ

フィルム化されていない約110万件の厚生年金被保険者台帳のうち、裁定済み約20万件、廃棄約51万件、これは廃棄されている台帳がここに保管されているということでした。これはほんとうでしょうかね。まずこの辺からお伺いいたします。

【中野所長】 お答えをさせていただきます。セキュリティー倉庫の中にごございます紙の旧台帳と言われているものでございますけれども、1,365万件と言われておりました、その旧台帳について、国会審議の過程で旧台帳の中でも厚生年金被保険者台帳のうち、一部廃棄をしたものがあるのではないかといったお尋ねがございまして、そういったことを含めてお答えしておりました、廃棄したものがそこに保管されているということではございません。

【磯村委員】 でも、いただいた回答はそういうことでした。

【石井運営部長】 私から、やはり全体像をきちんと申し上げた上で、その110万件についての経緯を申し上げたほうがよろしいと思うんです。まず、前提でございしますが、今、磯村先生からいろいろな数字が上がりましたけれども、これは全部私ども記者会見などによって説明をさせていただいていますし、それからご案内のように、国会の審議でも、前回の通常国会、5月、6月、それから今国会の10月、この間にその扱いについての説明で可能なものはすべてさせていただいています。

要するに、全体の数字の話をする前に、どういう経緯をたどってきたのかというところをお話し申し上げるのが大事かと思うんですけれども、厚生年金については、ご案内のように昭和17年に制度ができて、それですと来て、終戦も終えてまいりました。その間いろいろな混乱があって、一時本庁で管理すべきものを疎開させるということで地方の事務所の方に分散をさせて、その状態が戦後しばらく続きました。けれども、その状態を続けるわけにはいかないということで、昭和32年9月30日というところを1つの仕切り線にして、それまでの記録はすべて旧台帳に属するものだという整理をさせていただきます。これはその時点で一応凍結をしたと。この分はどうしたかという、結局、それから20年ほどたった昭和52年の段階で、20年ほど経過しているわけですがけれども、その間、そこで仕切ったそれ以前の記録の使用頻度が高かったか低かったかというのを見て、さほど照会の度合いは高くはないという判断をその時点でして、それでこの部分はマイクロフィルムにおさめたというようなことでございます。

したがって、過去記録のご照会というのは今でもいただくわけですが、昭和29年のある一定の時点、32年9月のところで一応事務的なストップをしましたがけれども、記録そ

のもののラインは基本的には29年の3月末でございます。それよりも前の厚生年金の記録を自分は持っているはずだという方については、オンラインには入っておりません、マイクロフィルムのほうに管理しておりますと、これも全職員わかっておりますので、そういうお尋ねがあった場合には、個々ではアクセスできませんので、それを完備している高井戸の記録管理部のほうに社会保険事務所から連絡を入れます。こういう方が照会をしますけれども、これに相当する記録はあるでしょうかという照会をいたしますと、これが受けとめられて、そして今度は三鷹で受けるわけですが、三鷹にも一応マイクロフィルムの複製があるわけで、複製でざっと見るわけです。そのビューワーで見て、該当すればありということで、一定の期日を置いてすぐにお返しすると。けれども、その段階で見つからないものというものはあるわけですね。これがワンビシアーカイブズのほうの、いわゆる旧台帳の元帳のほうの照会分ということでさらに行くわけです。このときに、ありますか、ありませんかということで、あったということだとすると、これは引き抜きということになるわけです。それがコピーされて、そしてオンラインを通じて事務所のほうに返って行って、ご本人に通知がされ、統合するという連携になります。

32年4月以降の記録は新台帳という整理になっておりますが、これは厚生年金の場合ですと、昭和61年ぐらいから段階的にオンラインに移っていますけれども、それ以降の時点で、それまでの旧記録を全部オンライン化して、この中に収録しているわけです。そういうことで、新台帳のほうはオンライン処理、端末で見られる、旧台帳のほうはマイクロフィルムという形で1個1個の点検で処理するしかない。

では、110万件というのは一体何なんですかということですが、これは旧台帳に属するものの一部でございまして、社会保険庁の30年史というのがございます。よく読みますと、これに110万件ほど廃棄等をしたというくだりが実はあるんです。私どももしばらくこのことに気がつかなかったんですが、今年の6月の審議の過程でそういう事実があるということを私どもも気がつきまして、そこから、いわばおっ取り刀で調査に入っているわけです。ですから、そういう意味で私どもの認識としては、その110万件の分を除いて、すべて記録の存在というのは一応オープンにさせていただいているという気持ちでおりますし、それから、それに相当する記録というものはあるということで、例えば国民年金の市町村で管理なさっている名簿のたぐいまでこれから1個1個のチェックに入ろうという状況でございます。

110万件について言えば、ちょっとお手元の資料は十分なものが必ずしもないわけで

ございますけれども、実はその110万件も幾つかに分かれるという話でございまして、例えばそのうちの12万件あるいは27万件、両方足すと39万件という数字になるんですが、これは私立学校共済組合というのが、厚生年金ができた後に抜けまして、抜けた方々の分ということで移管しているわけですが、その移管分がどうも12万ぐらい私立学校関係でありそうだと。それから、39万のうちの27万ですが、これはやっぱり同じように農林漁業協同組合の職員の方々が独立の制度をつくりました、抜けました、この関係で移管をしたということがあるわけでございます。残りの部分は、裁定をした分と廃棄分とあって、廃棄したというふうには30年史上書かれているのがどうやら50万ぐらいありそうだとということなんですが、これは実は今、ないかということで血眼で探しているということでございます。10月のそのときの質疑というのは、まさにそのポイントについて、今どうなっているんだというお尋ねをいただいております。お答え申し上げたものということでございます。

【磯村委員】 では、私どもが第1回の委員会から市町村、事務所、ワンビシアーカイブズ、それぞれのところに幾らどういう形で何が保管されているのか教えていただきたいというお願いをしておりますね。なぜそれが出てこないんでしょう。

【石井運営部長】 そういうご要請を受けて、きちっとした対応をしていないということでございますが、これは私ども反省をすると同時に、今申し上げた事柄をきちっとした資料にしてご報告させていただきたいと思っております。

【磯村委員】 そうですか。では、改めてお願いします。

【石井運営部長】 はい。恐縮でございます。よろしく申し上げます。

【磯村委員】 2つ目でございます。検証委員会の報告に関連してでございますが、検証委員会の報告について、言及がない点が3つばかりあるように思います。資料、別添の「年金記録問題検証委員会報告書について」の中に言及しておられない点が3つあります。

1つは、コンピューターの操作による不正受給というのが年金記録問題検証委員会の資料の中に約10件ございます。横領については検証委員会でもいろいろ詳しく記述をしておられますけれども、このコンピューターの不正受給については資料の中にあるだけでございまして、報告書の本文の中にはたしか言及がなかったかと思っております。これは、実は新しいシステムをつくり出すときには、多分お考えになっておられると思っておりますけれども、絶対こういったコンピューターの不正受給ができないようなシステムをおつくりにならな

ければいけないわけですね。したがって、この点については、検証委員会の報告書の資料をごらんになった結果をぜひここにお入れいただきたいなと思います。この点が1つ。

それからもう一つ、検証委員会の報告書にはNTTデータについての責任で言及がございました。これは社会保険庁もNTTデータもともに大きな責任があるし、その対応をしてこなかったことについて問題と言わざるを得ないという意味の記述がございますね。このNTTデータの責任というのは、記録の不備についてでございます。この記録の不備について、そちらさまからのご返事は、発注者側にも問題があるということだけでございまして、NTTデータの責任には触れていません。これはぜひご検討いただきたいなと思います。

関連いたしまして、このNTTデータの責任という意味では、これは検証委員会の報告書とは直接関連はございませんけれども、会計検査院が平成15、16年度のNTTデータの費用の請求について、その費用の中に金利を高めに見込んで過大請求をしているという指摘がありました。金額としては、両年度について約34億円だったかと思います。34億円も金利を高めに見込んで過大請求をしておったという会計検査院の指摘でございます。これに対して、社会保険庁側は返還請求をなさったのかどうか。

それからもう一つ、会計検査院は多分、会計法の関係だろうと思います、2年分だけの指摘をしておられますが、契約ということでございまして、これは民事になるのかと思いますが、そうすると少なくともあと3年は何とかできるのではないかなと素人としては思います。あと3年分、あるいはそれ以前の分の金利の過大請求は一体社会保険庁としてはどうなさるのか。これについては、きょうでなくて結構です。次回にお調べいただいておりますので、ぜひその辺をよく説明していただくのは非常に結構なことだと思うんですが、これは広報手段はどんなものでおやりになるおつもりでございましょうか。まだ詳しくは立案されていないかもわかりませんが、新聞、テレビ、あるいは社会保険庁長官の会見、その他いろいろPRの手段はおありだろうと思いますが、どんな手段をお考えになっておられるのでしょうか。

【石井運営部長】 広報の手段としては、これも非常に重要な事柄ですので、使えるものはすべて使っていかうと思っております、実はそろそろ集中的な感じでの広報の波みたいなのを形成すべく、1つは、やはり新聞でございまして、小さいものは突き出し、わりと大きなものになりますと折り込み、タブロイドのような新聞一面ぐらいで数ページにわたる折り込み広告を入れていきたいと思っております。

それから、電波関係ですと、ラジオ、テレビの政府広報も幾つか種類がございますので、可能なものはできるだけ、この年金記録の解決のための、あるいは名寄せの関係の確認のためのものとして使わせていただこうということで、今関係方面と最終的と言ってもいいぐらいの詰めを進めつつございます。

【磯村委員】 ありがとうございます。

【大宅委員長代理】 それは全然だめだと思います。というのは、「ねんきん特別便」の最初の案をいただいたときに、これを受け取った人がどう思うかと、とてもじゃないけど、1行読んだら次を読むのが嫌になっちゃうような、それをタブロイド版で新聞に挟んでやっても、絶対にだれも読まないと思います。もう発想をがらっと変えないと。

私が、さっきから言いたかったのは、特別便に回答がちゃんと来ない可能性がある。先ほど、以前に行った作業で回答が来なかったのをそのまま放っておいたことを反省している、とおっしゃりました。反省はいいんですけども、だから、お忘れじゃありませんかとまた出すとおっしゃったんですけども、この郵送代は半端な金額じゃないわけですよ。これは、はがきも入っていて、もしかしたら80円じゃ行かないんじゃないかなと私は思っているわけです。何百万だか何千万だかわかりませんが、億の単位ですよ、それを何回も出すというのは、私は同じ納税者として許しがたいと思います。

やっぱり国民に対しては、権利を主張するなら返事をする義務があるんですよ。もちろん申請主義で黙って放っておいたというのはよくないですよ。だけど、今この状況になったら、みんなで返事しなかったら、いつまでたっても税金を垂れ流しにして、皆さんがお返事をくれるまで待っているんですよという話は許しがたい。もっと効果的なことをやるには、特別便というのが行った人は、もしかしてあの宙に浮いた5,000万の1人かもしれないですよというわかりやすい言い方で言ってくれる人、テレビのキャスターなり、舛添さんみたいな人なり——舛添さんは役人の口調で言わないから、みんなが返事してくれなかったらいつまでたっても解決しないですよと記者会見で何かのときに一声言う。新聞でも、お金を払っても、どうせ、さっき言った木で鼻をくくったような文章は

だれも見ないと思います。何しろ返事してくださいよと。もしそれを記録問題を起こした社会保険庁が言うわけにはいかないというのであれば、我々委員会が言うとか、そんなにお金はかからないんだから、そういうことを考えないと、これだけちゃんと広報はいたしましたといつてむだにお金を使うというのだけは、ほんとうにやめていただきたいと思います。

【石井運営部長】 大宅委員がおっしゃるように、我々も役所的にただ数をこなせばいいとか、そういう発想は持つてはいけないというふうに思っております、何しろ費用対効果というのをきちんと考えた上で、最後はやっぱり1人1人の方にびしっと届く、そういうお伝えの仕方をしなくちゃいかんと思っています。そういう意味で、非常に具体的な、どなたがとかいうお話が今ございましたけれども、そこら辺も実はある程度念頭に置きながら展開しなくちゃいかんかなと思っています。

【大宅委員長代理】 そのときに出す資料もわかりやすいようにしないと、役所の文書というのは正しいことが先なんですよね。正しくなくていいとは言いませんけれども、大つかみでドンとやらないと、「あ、これ、おもしろいから使おう」というふうにならないんですよ。役所からこんなのが来たけど、放っておけという話になってしまいますから、1発目でおつと言わせるような何かをしない限り、かなりポイントをつかんだ形でやらないとやってはもらえないと思います。

【葛西委員長】 まず、先ほどの名寄せと統合の誤解については、やっぱり政府として答えるときには明確にした上できちんと答えるべきだと思います。

それから、広報については、私は郵便だと思うんですよ。テレビというのは見ていない人もいるわけです。私は、ほとんどテレビを見ないんです。舛添さんが出ようと出まいと見ないわけで、郵便というのは、税金の納税通知とか選挙権とか、国家の意思を国民に伝えるための最終的な手段としてあるわけなので、郵便で送るときに、必ずこれは読んで返してくださいということを強くアピールするというのは基本ですよ。

それから、郵便で送るのが最も有効かつ効果的な方法で、それは確実に届くのではないかと思います。郵便で届いたものに対して、やっぱりこれは書かなければならないんだというふうに思わせるように、きちんと重要性を認識させるということが大事なんじゃないでしょうか。難しくてもそれは書くべきなのであって、それをいいかげんにしてしまう人は、まさに大宅さんが言われるように、権利の上で、言ってみれば権利を自分で放棄してしまっている、権利を行使しないことになる。これはあなたにとって重要な利益にかかわ

るものであるから、必ずお返事をくださいというのを書いて送るべきだと思います。タレントのだれかがテレビで言ったなんていうのは、影響力はあるんですけども、それは全体をカバーする話にはならないんだと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

【大宅委員長代理】 郵便なんて来ないところはこのごろ多いですよ。もうほとんどメールで終わりというような。郵便がそんなに素晴らしいとは私は思いません。

【村岡委員】 そういうPRの仕方って専門家がいると思うんです。素人の人にどういう文書を送って、どういうパスでやればよいかと。ですから、もちはもち屋というがあるので、別にPR会社じゃなくてもいいと思うんですけども、そういう専門家の方をお使いになったらいいんじゃないですか。先ほど、「ねんきん特別便」も皆さんがおっしゃったように、最初読んだら何もわからないという状況でした。私も何人も素人の人に読んでもらいましたけれども、みんな1行読んでやめたということがあります。それを読みやすい形にするというのは、やっぱり専門家がいると思うので、そういう方にお聞きになったらどうですか。

【石井運営部長】 いろいろとアドバイスをちょうだいしましたけれども、参考にしてやらせていただきたいと思います。

【磯村委員】 続いて、途中だったのでよろしいですか。今のPRの仕方はいろんなご意見がございましたように、1つは、正確だが理解できないということよりも、アバウトだけれどもよくわかったという手段も、ものによっては必要だということをひとつ頭に置いていただいて、なるべく少ないコストで混乱の少ないような方法、いろんなことをお考えいただいて、ぜひこの広報をうまくやっていただきたいと思います。

ただ、そのときに1つだけお願いがあるのですが、特別便というのは、今年の12月から来年の10月までかけて10カ月間にわたって順次行くわけですね。そうすると、私のところへは来たけれどもという話をしたら、隣の人が、おれのところはまだ来ないよと。2月になっても、5月になっても、6月になってもおれのところはまだ来ないよという人が当然出てきますね。こういう人たちの不安をなくす方策というのも、あわせてこの広報の中でお考えいただきたいと思います。今はその方策は、実はシステムを変えられない、アウトプットする帳票も変えられないということですから、ほかの手段でやることはできないわけですね。そうすると、その範囲内でやろうとすると、広報でやるしかありません。ぜひこの点はまだ着かない人の不安をなくすことが混乱を避ける大きな要素だと思います。よろしく願いいたします。

それから4つ目に、市町村と社会保険労務士への端末の自主操作について、この資料のほうでは、年金記録問題検証委員会報告書の次の資料7の3ページでございます。枠の中に「ねんきん特別便実施時の自治体への協力要請について」「ねんきん特別便実施時の相談体制について」云々と書いてございます。前回私は、協力体制の中の、なぜ端末を地方公務員及び社会保険労務士の方に自主操作させていただけないんだろうかという点への回答をお願いしたはずでございますが、このお答えは全く違った角度でのお答えになっております。これも次回で結構でございます。それぞれ自治体の職員と社会保険労務士の方になぜ使わせられないのか。お金の問題なのか、ほかの要素なのか。お金の問題であれば、混乱回避をすることのプラスとお金がかかることのマイナスを比較判断するのは政治の問題でございますので、その辺まで政治に進言をした上で断られたから使えないのか、皆さん方の判断、一存だけでお金がかかるから嫌だと言っているのか、この辺のことをきちっと次回お答えいただきたいと思います。今日でなくても結構です。

【石井運営部長】 わかりました。

【磯村委員】 よろしく申し上げます。

それから最後に、さっきの特別便の関係でございます。これは、私どももいろいろなことを申し上げて、原案に比べるとわかりやすくなっているなど思っておりますが、ただ、これはあくまでも現在のシステム、アウトプットされる帳票の様式を前提にした範囲での補正でございますよね。したがって、よくはなっておりますけれども、これでは混乱はそう大きく回避されないと思いますので、その点を十分お含みいただいて、むしろ出てきた混乱をどう回避するのか。随分多くの質問が寄せられると思いますが、あるいは随分多くの不着が生じる可能性もあると思いますけれども、こういった混乱を回避するためには、さらにどうしたらいいのか。これも後々で結構でございますから、現在お示しいただいている案に加えてもうちょっと具体的に混乱回避策をお答えいただきたいと思います。後で結構でございます。

【石井運営部長】 とりあえずここでお答えできるものだけちょっと申し上げたいと思うんですけども、先ほど来、幾人かの先生方から、一定数届かないんじゃないかというお話がございます。何もやらなければ、確かに旧住所のままの方というのはそのまま放置することになりますから、そういう懸念がございますけれども、私ども、実は先ほど、そろそろ始めますというふうに申し上げた広報の当面のポイントはその点でございます、住所を変えておられる方については、改めて私どものほうにお届けいただいているそれが

新しいものになっているかどうか、そういう意味でのお届けをいただいているかどうか、それをいま一度ご確認いただきたいというお願いをするつもりでございます。これを徹底的にやりたいと思っております。

それから、これは大事なお知らせであるということをお知らせするというご提案、まさに委員長がおっしゃるとおりでございます。これで十分だとは必ずしも思っておりませんが、例えば、先ほどごらんいただいた封筒でございますけれども、ここにもわりと大きな字で「特別便」として、あと「年金加入記録を十分お確かめの上、ご回答いただきますよう、お願いいたします」ということも注記させていただいております。もちろんこれだけで済むとは思っておりません。この種のことをいろいろ組み合わせてやっていく必要があるんだと思っております。とりあえずということでございます。

【坂野長官】 追加して、1つは、PRをいろいろご意見をいただきまして、私ども、内閣の広報室とも今いろいろ相談をしております。内閣の広報室経由でいろいろな専門家の方の意見も伺いながら説明等をしておりますので、きょういただいたご意見も参考にしまして、これから集中的な広報を展開する上で努力をしてみたい。それから、舛添大臣にも既にいろいろお話をしております。舛添大臣も国民の方に自分がどういうふうにかいろいろ考えておられて、マスコミとの会見以外でも、講演とかそういう中でもいろいろお話を既に始めておられます。これからは舛添大臣にもいろいろご相談をしていきたいと思っております。

それから、もう一つ、市町村、労務士会の方からのご意見も、私どもが事務的に握りつぶしているわけではなくて、大臣にも全部お伝えはしてございます。おっしゃるように、コストの問題もございますし、あるいは法律上の制約の問題もございます。そういう点について、大臣からもできないことはできないんだから、そこを整理して、できることはお願いをするということで、もう少し事務的に早く詰めろというご指示もついこの間いただきました。おっしゃるようなことについて、私どももできるだけ事務的に早く詰め、相談もさせていただきたいと思っておりますが、現時点で申し上げれば、確かに端末そのものの台数が私どものコールセンターなり事務所なりで、今、新規購入もして配分しようとしているもの、実はかなりもう満杯状態に近い状態になりつつあるということは基本的な情報としてご認識をいただきたい。ただ、その上で果たしてどういうことができるか。

もう一つは、社会保険庁の職員以外の方が端末の情報をごらんいただくとすれば、特別な関係、その方と私どもの間で個人情報保護の観点、あるいは業務の適正処理の観点から

特別な関係なり、配慮なり、制限なり、そういうことが必要になってまいります。それはどういう仕組みの中で今担保しているのか、今後どういうことができるのか、あるいはさらに法律改正が必要なものがあるのではないかと、そんなことも今至急詰めさせております。次回までにできるだけ整理をしてお答えさせていただきたいと思っておりますが、握りつぶしているとかそういうことではないということはぜひご理解をいただきたいと思っております。

【磯村委員】 長官のお話はよくわかりましたので、ぜひ次回よろしくお願ひいたします。

石井さんのほうから先ほど、広報体制についてはいろいろお考えになっているというお話がございました。例えば、今住所を変更していない方というのは随分いらっしゃると思うんです。それが不着の原因になるわけですね。そうすると、この際、住所を変更していないと思われる人にだけPRをする手段があるんですよ。例えば、往復はがきをひとつおつくりになって、皆さん方の中でまだ住所を変更していないと思う方があったら、ぜひこのはがきを使って住所を変更してくれというふうな往復はがきを、銀行、信用金庫、自治体、コンビニ、ありとあらゆる人の出入りするところに全部置くんです。これは費用はそんなにかかりません、料金受取人払いですから。たかだか何百万枚の印刷費だけです。それを使って、とりあえず住所を変更してもらおうということだとして1つのやり方としてあると思っております。そういう知恵というのは、さっきおっしゃったように、やっぱりPRの専門家からそういう知恵を、今、おれたちの悩みはこうなんだということをお聞きになることも1つの手じゃないかと思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。

【石井運営部長】 そういうのもアイデアとしてはあるのかなとも思いますけれども、厚生年金、国民年金を分けて考えましたときに、厚生年金の場合ですと、既に社会保険委員さんというのが各事業所におられるわけですね。この方々は、これまでもいろいろとご協力をいただいている。事業所単位で一定の役割をさせていただいて、その方を中心にそういう呼びかけの輪を広げていただくという方法もあるんだろうと、その他いろいろ考えられますけれども、今お話しなさったことも、費用の点でどうなのかなという感じは個人的にはちょっといたしますけれども、お話はお話ということでとりあえず承らせていただきたいと思います。よく検討しなければならぬのではないかと気がいたしますけれども、すみません、そういうことでございます。

以上でございます。

【村岡委員】 5,000万件あって、先ほどのサンプル調査を仮に信用すると、3分の1はヒットするわけですね。そうすると、約1,500万件がヒットすると、1,500万件を送ってどれだけの方が書き込むかわかりませんが、仮に1割の方が電話をかけてくると、電話はパンクしますよね。それから、社会保険庁の窓口に来ると、大体50万件/月の処理能力のようですから、これもパンクする。もちろんだうなるかわからないですから、これを今心配してもしょうがないんですけど、どうかなったときにすぐ迅速に対応できるような体制ないし仕組みをつくっておきませんか、一番不安に思うのはこういうところですね。何か電話したらいつもつながらない、窓口に行ったらずっと長いこと立っているというのは最悪の状況なので、もちろん今の段階ではどうなるかわかりませんが、その状況を見て臨機応変に、例えば電話の回線数をぱっと広げられるとか、いろんなことをお考えいただくようなことは、ぜひ前もって俯瞰しておいていただきたいのですが。

【住田委員】 先ほどの資料4の524万件の関係ですが、今、岩瀬委員からのやりとりも出ましたように、これは非常に有意なものであって、ほかのものと全く違う傾向を示しているということは、ある程度その理由や原因が特定できるのではないのでしょうか。そうしますと、その担当者らが何十年も大昔の方ならともかく、今でも現職でいらっしゃるとしたら、補正作業をきちっとやっていらっしゃるかどうかということは、重要な問題だと思います。検証委員会でそういうことがある程度判明しているのであれば、それに対しての的確な対応をしていただくようお願いしたいと思います。

【鈴木企画課長】 524万件は、私どもも原因をちゃんと突きとめなければならないと思っております。ちょっと考えますと、ほんとうは生年月日で出てきたものをそのまま書いたほうが明らかに効率的ですし、簡単でございます。それをわざわざ1から9は10というふうに丸めるとするのは、これは仮説でございますけれども、ちょっと人為的には考えにくいのかなど。例えば、コンピューターのぐあいがあるふうに通じてしまうような一定の環境があったのか、なかったのかということも含めて広げて考えなければならないと思っております。私どもが今承知しているところでは、ある時代のある場所のある職員がこういうことを意図的にやったということではないのではないか。そういうことを明確に意味するものは出てまいりませんし、冒頭申し上げたように、逆に面倒くさいことをやっていることになりますので、したがって、もちろん作業がきちんといくように、監視

なりそういった管理はしないとイケないと思っておりますけれども、524万件に関しては、今のところ想定しにくい。ただし、何とか原因はきちんとつかめないだろうかということ而努力しているところでございます。

【住田委員】 データの問題なら製造物責任を考える必要があるのではありませんか。

【鈴木企画課長】 コンピューター会社が悪いのか、私どもが悪いのかということもわかりませんので、あくまで例えばの話というふうにご理解をいただければと思います。

【石井運営部長】 まだ補正作業のほうを進めることを優先させていまして、そうした事象を生じた原因のための本格調査には入ってございません。ただ、今、企画課長から申し上げたように、数なり修正の方向性が通常人為的と考えられる規模なり方向性から外れているものですから、1つの仮説として機械的な影響でそういうような現象が極めて多数に発生したのではないかという感じを持っているということでございますが、ここは非常に微妙な問題でございますので、会社が悪いとか、ちょっとそこまで行くのはまだ早いなという感じを持っております。その可能性を否定することはできませんけれども、そういうふうな形でお受けとめいただければと思います。

【岩瀬委員】 NTTデータの関係で、先ほど、磯村先生のほうから金利の問題が質問されて、それについて回答がいただけるということですので、あわせてお願いしたいことがあります。NTTデータのシステム料金の算出内訳を再生会議で出していただきたいということを何度かお願いしていると思っておりますけれども、その同じデータを監視委員会にもぜひとも出していただけないかというお願いが1つです。

それともう1つ、前回の委員会でウィンドウ・マシンについてお聞きして、この資料7で回答をいただいておりますけれども、前回は、リースを受けているのであれば幾らで借りているのかという料金も聞いているんです。これが入っていないというのは、現時点ではわからないということなのか、もしわかれば次回報告いただけるのか、その辺、2点お聞きしたいんですけれども。

【石井運営部長】 まず1点目、再生会議のほうでご要請のあった資料ですが、これは用意ができ次第、もちろん再生会議のほうにもご提出させていただきますし、ご指示のとおり本委員会のほうにも提出させていただきますと思います。

【鈴木企画課長】 リース料につきましても調べまして、ご報告できるものはしたいと思っております。

【岩瀬委員】 ということは、今の段階ではまだ調べがつかないという理解でよろ

しいですか。

【鈴木企画課長】 前回のご質問を当方はきちんと受けとめられなかった部分があったのかなという反省をしておりますので、そういうことでございましたら、明確に今ご指示いただきましたので、お答えさせていただきます。

【岩瀬委員】 では、よろしく申し上げます。

【葛西委員長】 大体よろしいですか。

それでは、いろいろご説明をいただきましたが、大変ありがとうございました。また引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、これできょうのヒアリングを終わらせていただきたいと思います。どうもご苦労さまでした。

(社会保険庁退室)

【葛西委員長】 それでは、以上で本日の委員会の議事は終了させていただきます。次回は12月5日の14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以 上